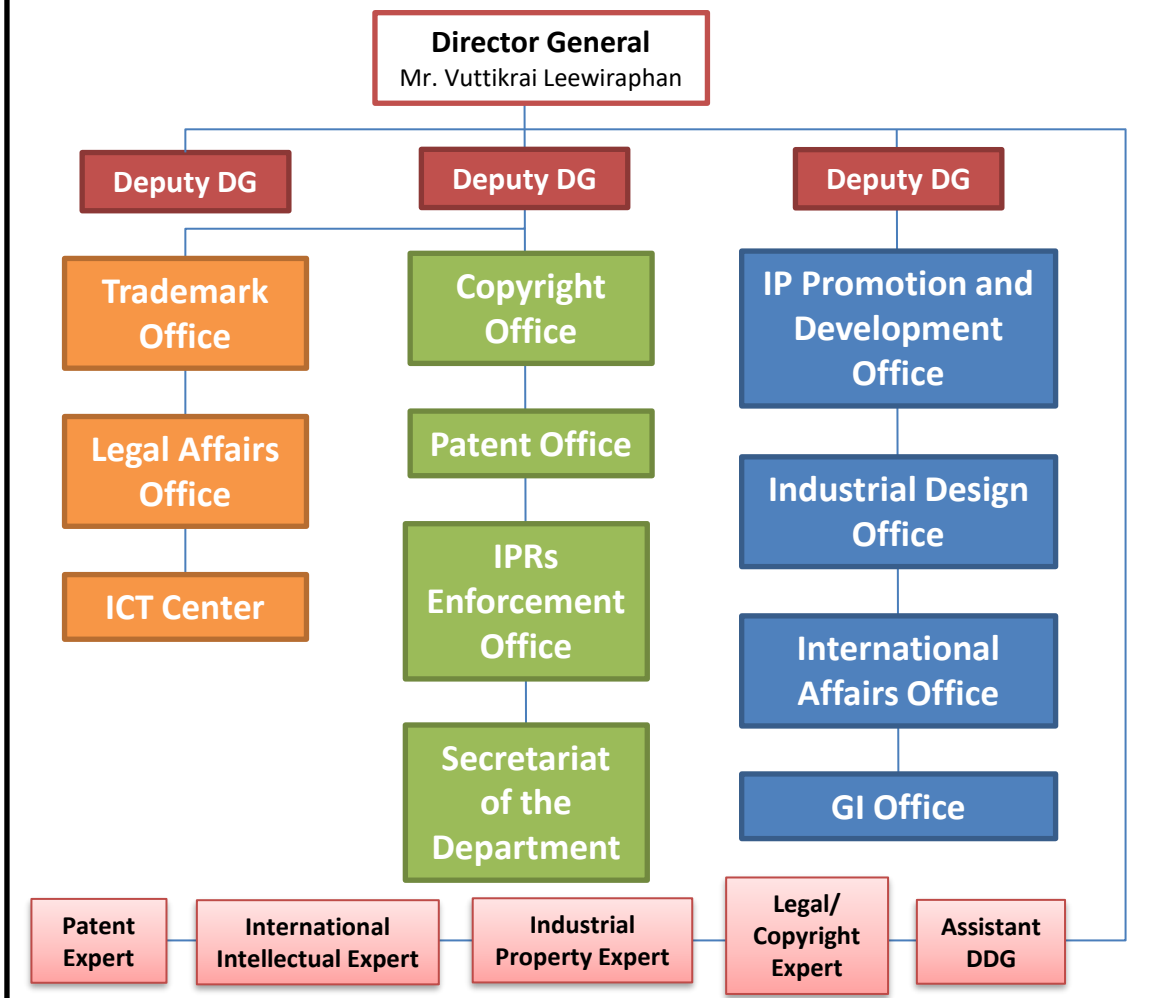


## ASEANの知財概況

### 2. (2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)



## タイ知的財産局組織図 (Organization Chart of DIP)



## タイ知的財産局 ウティクライ局長



商務省事務次官室監察官、商務省事業開発局局長を経て、

2020年10月  
タイ知財局長に就任

## タイ商務省知的財産局

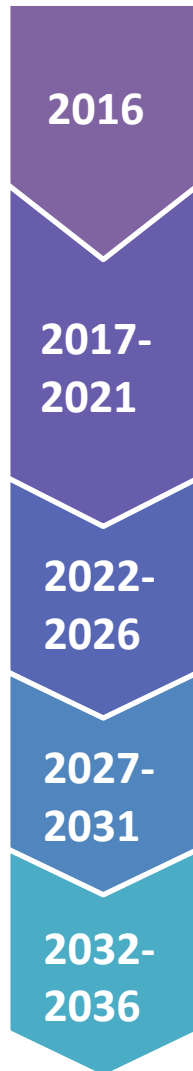


商務省に所属

1992年に商務省に知的財産局が創設

職員数：541名  
(うち、特許審査官106名、意匠審査官21名、商標審査官34名)

## 2 (2) タイ 20年知財ロードマップ (2016年策定)



知財の登録及び保護の効率改善・登録期間の短縮  
レッドゾーンにおける知財侵害品の根絶  
GI製品の品質管理向上支援

権利化期間の短縮と手続の簡素化  
レッドゾーンにおける知財侵害品の完全な根絶  
国際標準に沿う知財保護サービスの提供  
企業における知財管理とイノベーションの啓発  
GI製品への高付加価値化

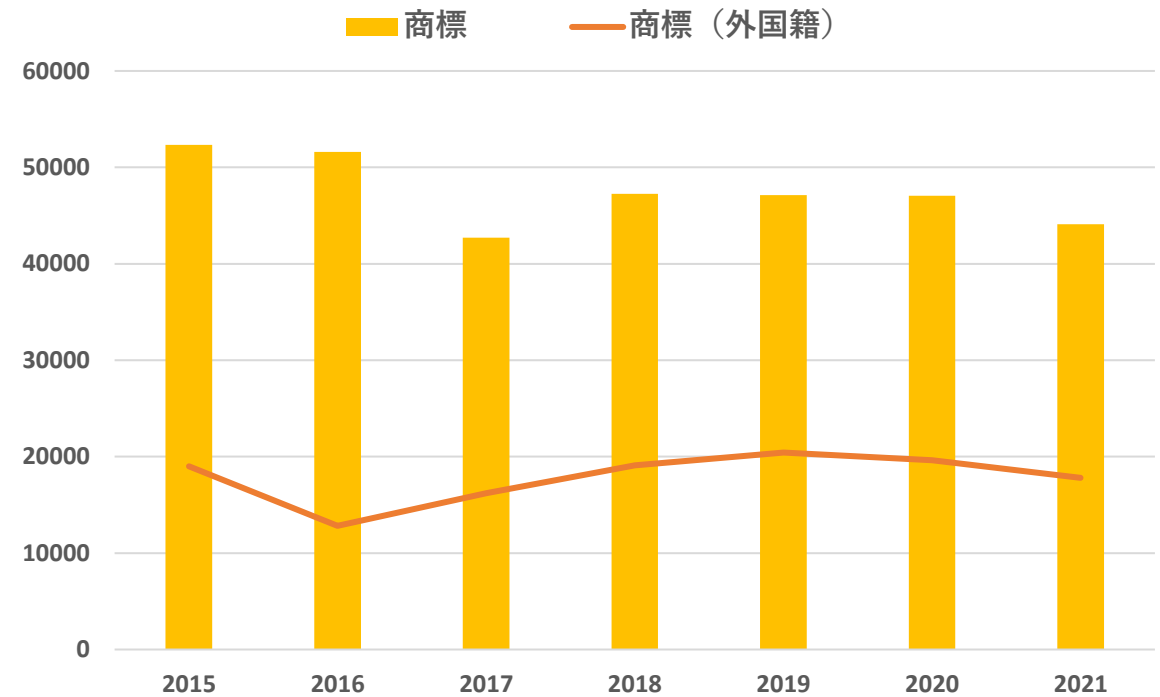
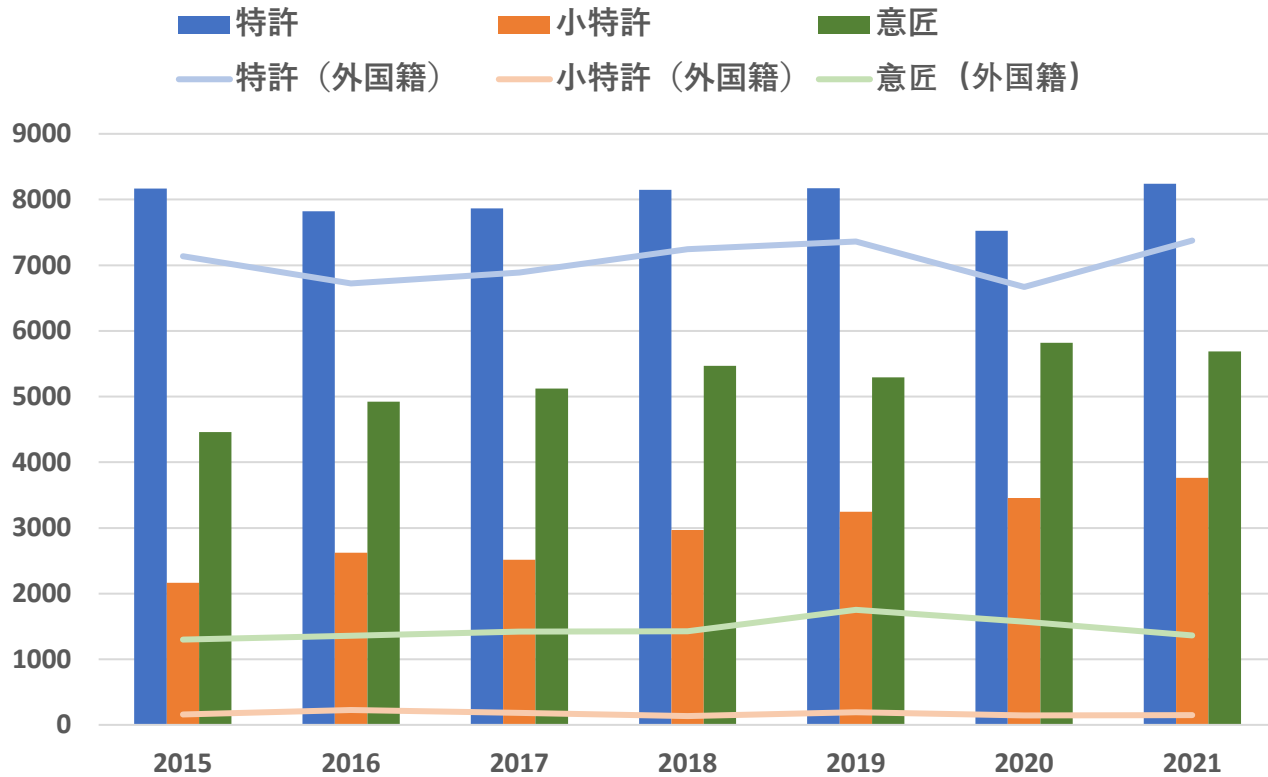
製品やサービスの価値を増やすためのツールとしての**イノベーションと知財の使用**  
企業間の技術交換の促進  
仕事のさらなる効率化のための組織の調整  
知財侵害に対する予防及び抑止に関する情報の集積  
GI製品の国際市場への参入

タイの知財の国際化ータイ企業及び輸出事業者が製品の輸出国で知財保護を受けることができるようにー、  
商業化のためのタイ企業の知財データベースの利用促進  
知財侵害に関する情報の提供と知財侵害から保護するための抑制課の役割の調整  
GI製品の国際市場における促進と支援方法の確立

知財権の獲得及び財政的有利のための知財の利用の促進  
タイが、知財と高度な技術を利用する発明と産業のための基盤となることを可能とする、知財の登録システムのさらなる改善  
GI製品による収入の安定性確保

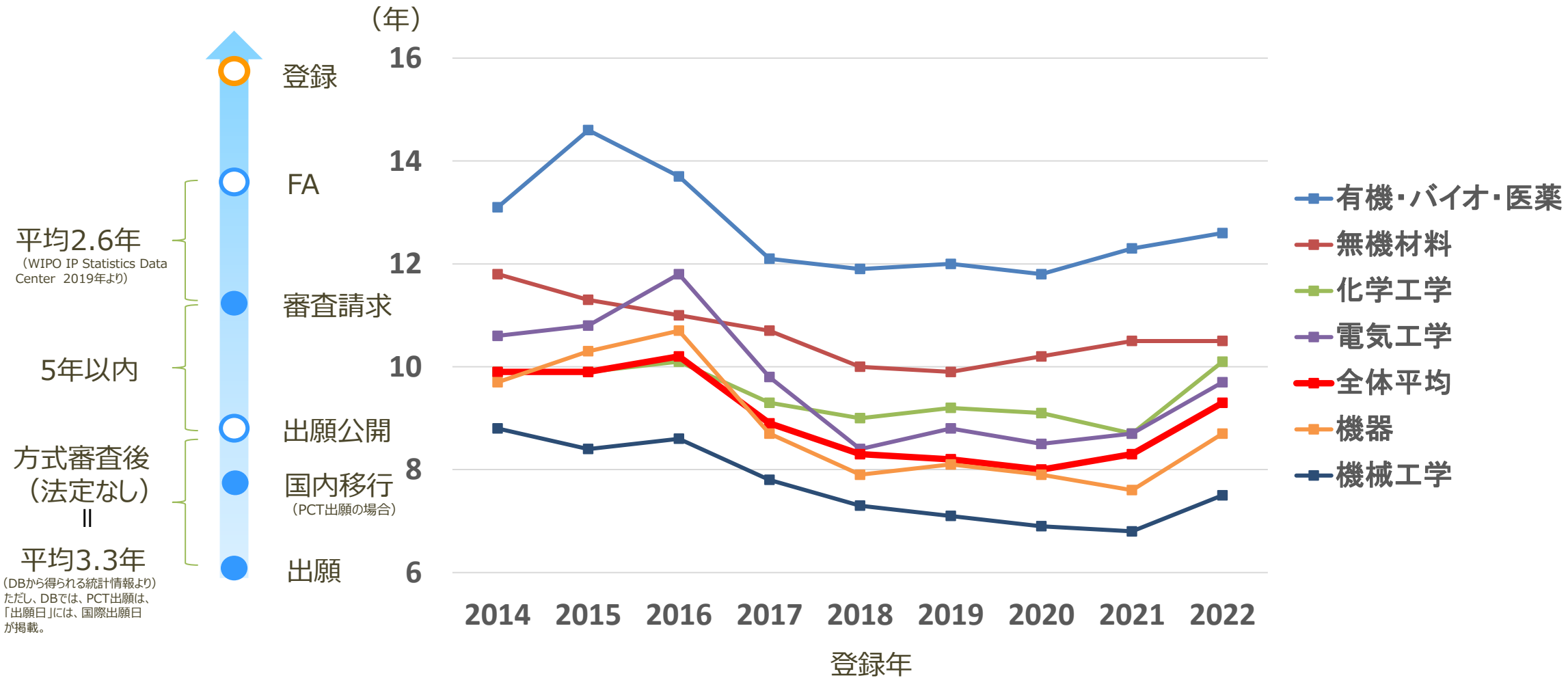
2016年～2021年 権利化期間の短縮・知財侵害への取締強化  
2022年～2036年 **知財の利用促進**  
2016年～2036年 GIの保護

## 2 (2) タイ 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)



- 特許出願は、約9%の増加。要因：外国籍出願人の出願増
- 小特許出願は、約9%の増加。要因：タイ国籍出願人の出願増
- 意匠出願は、約2%の減少。要因：外国籍出願人の出願減
- 商標出願は、約6%の減少。要因：タイ国・外国籍出願人共に出願減

## 2 (2) タイ 特許 権利化期間 (出願から登録まで)



- 依然として審査遅延の問題は残る。権利化期間は新型コロナ後、増加傾向。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (22年) 9.3年, 登録2205件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、40~50%前後。

## 2 (2) タイ 特許権利化期間短縮に向けた知財局 (DIP) の取組

### ■ 審査官数の増員

Source : タイDIP ANNUAL REPORT 2021

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
特許 (小特許担当も含む)	30	66	88	99	103	109	106

- ✓ 2016年から段階的に審査官を大幅増員
- ✓ 採用後、1～2年は主に方式審査を担当
- ✓ 実体審査では、ベテランも若手も同じ処理目標件数  
(ただし、ベテランは若手の指導、WG活動等にも従事)

### 8つの審査グループ

- ・機械 (工学)
- ・電気
- ・物理
- ・化学
- ・石油化学
- ・医薬
- ・バイオ
- ・小特許

### ■ Tele Patents サービス開始 (2022年1月4日～)

出願準備、出願書類の作成、特許および小特許出願の補正を希望する者のためのコンサルティングサービス。相談依頼のテーマや発明分野に応じて、審査官がアドバイスを行う。

→ 補正手続きの効率化 (無駄な拒絶理由を減らすなど) を図る

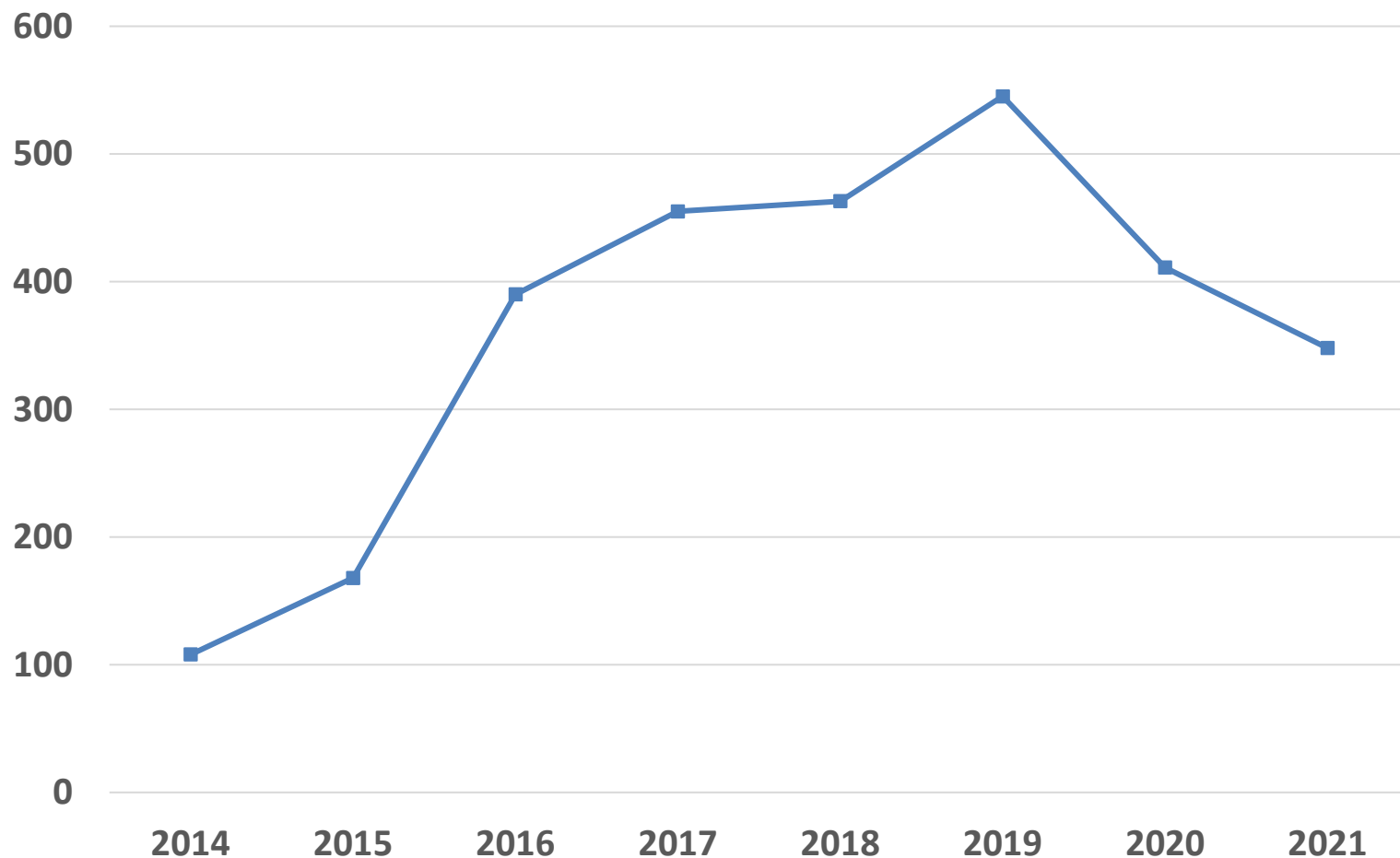
### ■ 特許のファストトラック制度導入 (2022年5月3日付け Target Patent Fast-Trackに関する局告示発行)

医療及び公衆衛生分野などに関連する発明に対して、特許・小特許を早急に取得できるようファストトラック制度。タイで初めて出願された特許・小特許が対象。1か月に5件まで受付。

### ■ 特許審査をサポートするAIの活用 (予定)

## 2 (2) タイ 権利化期間の短縮 特許 PPHの実績

### PPH申請件数推移



技術分野	申請件数	FA済割合
機械	711	69.5%
バイオ	49	55.5%
石油化学	222	77.4%
物理	496	77.6%
電気	220	54.8%
化学	408	50.9%
医薬	85	50.5%

2020年2月時点

- PPH申請から登録まで**平均14ヶ月**※。
- 権利化期間については技術分野によって偏りがある。
- PPH試行プログラム（2年間）を、2022年1月に更新。

※当該期間データについては、出願人による手続期間が含まれない点に注意。

## 2 (2) タイ 特許法改正状況

### ■ 特許法（特許、小特許、意匠含む）の改正

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

☆特許法（発明特許）改正案と特許法（意匠特許）改正案は別々に作業が進められていたが、一つの改正案として作業を進める方針に変更。この特許法（発明、意匠含む）改正案が2020年 9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

- 法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → タイDIPへパブコメ提出  
米国政府、欧州ビジネス商業協会（EABC）、国際商標協会（INTA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）などからも意見提出
- 2021年5月14日 タイDIP、意見聴取結果をウェブサイト公表 → 内閣へ提出
- 2022年1月18日 タイDIP、強制実施権部分の修正公表&パブコメ募集
- 2022年3月30日 商務大臣署名 → 内閣提出・承認待ち
- 2022年9月27日 閣議決定 ハーグ協定加盟に同意、下院調整委員会に送り検討  
特許法改正案を承認し、下院調整委員会に提出し検討
- 2023年3月現在、法制委員会にて審議中（今後の予定）閣議決定→国会審議→官報公布→施行

#### 発明特許： 権利化前

- ①出願公開時期の法定化（18か月）
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化（3年）
- ④新規性の世界公知基準の明確化

#### 発明特許： 権利化後

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和

#### 意匠特許

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応



## 2 (2) タイ その他の知財関連規定の改正状況

### ■ タイ改正著作権法、2022年2月24日成立、2022年8月23日施行

- デジタル時代に対応した著作物の保護強化が目的。今後、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO Copyright Treaty：WCT）加盟を目指す。  
→2022年7月にWCTへの加盟手続きを行い、2022年10月に発効。

#### 【主な改正項目】

- 裁判所への申立てなしに、直接サービスプロバイダーに対してノーティスアンドテイクダウンができるような手続き規定を新設
- 効果的な法執行のため、サービスプロバイダーの責任の例外に関する規定を改正
- 技術的保護手段（著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術）に関する規定を改正

⇒ 現在、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）の加盟に向けて、著作権法改正を行うべく、2023年3月にタイDIP内に委員会を設置

### ■ 技術的保護手段の侵害の免除に関する商務省告示（2022年8月19日付け）

- 障害者などの特定のグループが著作物（視聴覚著作物、映画著作物、文学著作物を含む）にアクセスする際に、技術的手段の侵害とみなされない行為を定義。改正著作権法第53/5条(1)に規定されている著作権侵害の例外に該当する著作物に対する行為が規定されている。
- 例えば、映画作品にキャプション、音声ガイド、手話を挿入し、障害者が作品にアクセスできるようにする行為（第1項）など。
- 2022年8月23日施行

## 2 (2) タイ その他の知財関連規定の改正状況

### ■ 輸出禁止、輸入禁止、およびタイ王国内への持ち込み禁止の対象となる商標侵害品および著作権侵害品の決定に関する商務省告示 (2022年1月4日承認、2022年7月29日施行)

- 2022年1月4日、内閣は、知財侵害品の輸出入に関する商務省告示案を承認。同告示は、官報への掲載日から90日後に施行される。これに伴い現行の告示は廃止。順次下位法令を整備。
- 現代に即したものに改善し、知財侵害の防止と抑制をより効果的に強化（特に、税関の機能強化）  
→ほぼすべての場合（個人目的を除く）において、商標侵害品、著作権侵害品の輸出入を禁止すると明文化

1. 商標権侵害品および著作権侵害品を、輸出禁止品、輸入禁止品、およびタイ王国内への持ち込み禁止品とする。ただし、営利目的でなく不当に数量が多くない物品を持ち込む場合を除く。
2. 商標権者または著作権者が、商標権侵害または著作権侵害の可能性のある物品の検査について、税関が定める規則、手続き、条件に従って税関職員に情報を報告できるようにする。

### ■ 商標侵害商品及び著作権侵害商品の輸出、輸入及び通過の規制に関する関税局告示 (2022年7月27日告示、2022年7月29日施行)

- 商務省告示に基づき、詳細を関税局告示により規定。
- 本告示の施行に合わせて、新しい税関登録システム（Thai Customs IPR Recordation System: TCIRs）を整備。2022年9月末に稼働。これに伴い、これまで使用していたシステムは廃止予定。

## 2 (2) タイ 商標に関する最近の動き

### ■ 商標審査基準の改正 (2022年1月17日改訂)

#### 【ポイント】

- 通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす。しかしその文字または数字の称呼は含まない。
- 外国名の使用をその名前の所有者である国で権限を持つ者（在タイ大使館など）から許諾された場合に限り登録可と明記

### ■ 商標出願のファーストアクション ファストトラック開始

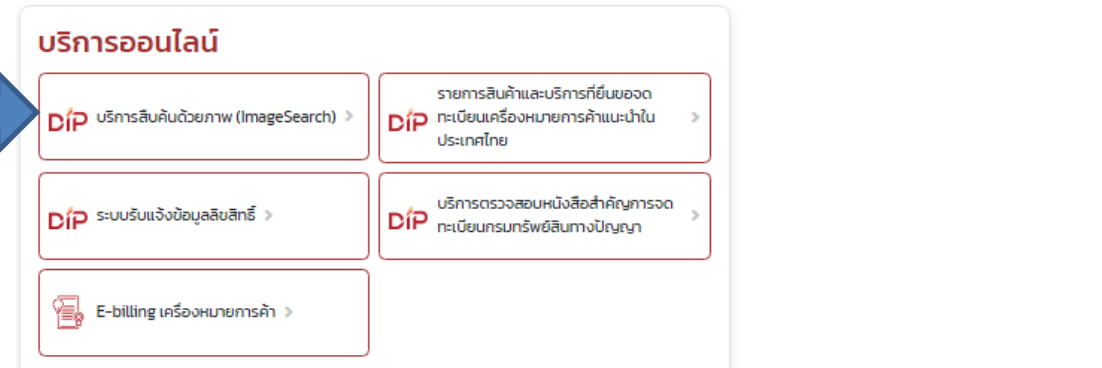
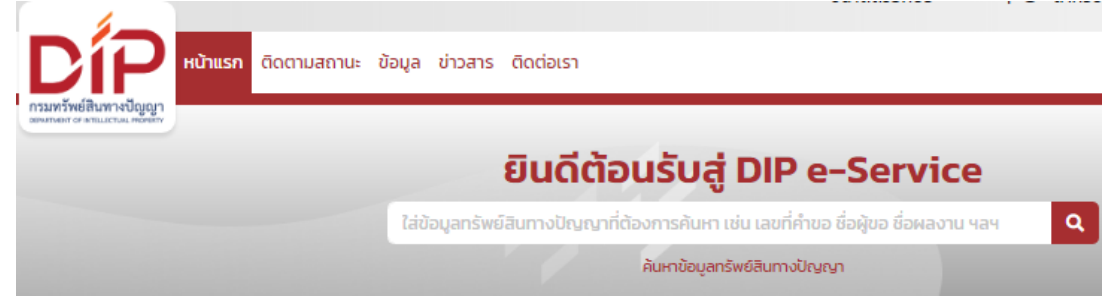
DIPは2021年4月5日に商標出願のFAファストトラックに関する告示を公表。所定の条件を満たした出願は、自動的にこのファストトラックにより審査が進められ、出願から4か月で最初の審査結果（FA）が通知される。

### ■ 商標の更新に係るファストトラック開始

DIPは2021年4月5日に商標の更新のファストトラックに関する告示を公表。所定の条件を満たす更新申請は、審査から更新登録証の発行まで30分で完了する。追加料金はなし。

### ■ 商標の画像検索サービスを開始

DIPは、2023年1月から、商標登録出願前に予備的に商標の類似性を確認できる便利で迅速な無料サービス「画像検索」を開始。



	行政措置 (摘発)	刑事措置	民事措置 (民事訴訟)	水際措置 (税関差し止め)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト</li> <li>・迅速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト</li> <li>・比較的迅速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差し止めに加えて損害賠償請求が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト</li> <li>・迅速</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察を通じた市場からの模倣品の排除(摘発)のみ</li> <li>・刑事罰や損害賠償を得たければ、刑事措置・民事措置を請求する必要あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償は得られない</li> <li>・有罪を認めると減刑になることが多い</li> <li>・刑事訴訟開始後の途中和解不可(著作権以外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高コスト(1審) 数百万円～数千万円</li> <li>・判決が遅い(1審) 特許：1.5～3年 商標：1～1.5年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許・意匠は対象外</li> <li>・差押え、破棄後の刑事措置不可(罰金支払に応じない場合は除く)</li> <li>・罰金の抑止効果は高くない</li> </ul>

- コスト・期間の観点から、模倣品対策として**行政措置・刑事措置が主流**となっている。
- タイ経済警察 (ECD)の摘発に係る商標の類否判断について、DIP商標審査官の見解に基づき判断。
- 商標の類否判断において審査官が判断に用いる観点は、①文字数が同じであるかという点、②発音の仕方が同じであるかという点、③商品のカテゴリーが類似しているという点。

## 2 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 刑事摘発件数

### 経済警察 (ECD : Economic Crime Suppression Division) による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (1-3月)
商標権	5,012	4,888	3,936	2,786	1,270	920	544	132
著作権	1,504	1,844	1,930	1,079	527	438	517	101
特許権 (小特許・意匠権)	158	33	18	5	0	23	9	0
合計	6,674	6,765	5,884	3,870	1,797	1,381	636	233

### 特別捜査局 (DSI) ※による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (1-3月)
商標権	23	20	25	4	4	4	9	3
著作権	0	0	0	0	0	0	0	0
特許権 (小特許・ 意匠権)	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23	20	25	4	4	4	6	3

➤ 商標権・著作権に基づくエンフォースメントが大半。

※DSI(Department of Special Investigation)

- ・法務省傘下の特別部隊  
(米国における FBIに相当する機関)
- ・模倣品価値が**500万THB以上**で、タイ経済にインパクト、  
国際関係に影響を及ぼす事件を担当。

※**2022年6月9日付けのNotification of the Board of Special Cases (No. 8) B.E. 2565**により、DSIの基準が**1000万THBから500万THBに引き下げ**

## 2 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 訴訟件数

### 知的財産権に関する訴訟件数（知的財産・国際取引中央裁判所（CIPITC））

刑事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021 (Jan-May)
商標権	2907	2478	1877	1249	306
著作権	644	665	677	531	206
特許権※	22	18	8	4	0
合計	3573	3161	2562	1784	512
民事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021 (Jan-May)
商標権	101	89	94	119	34
著作権	72	50	65	47	17
特許権※	31	23	19	28	20
合計	204	162	178	194	71

※ 小特許、意匠権含む

出所: CIPITC

- 外国企業同士の裁判は少。被告がタイ企業の裁判が大半。
- 民事では長期化する傾向。刑事では即日判決も。



- 衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が横行。
- 衣類、時計、バッグ等の外国人旅行客も購入するような模倣品は、バンコク市内の著名な通り、ショッピングセンター等で販売。
- 他方、自動車部品、電子部品の模倣品等は、バンコク以外にも各地で、様々な販売形態にて販売。
- タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、タイ税関によると、タイで流通している模倣品の約90%は中国製。
- 実務上輸出品の差止がなされることは稀であり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある。

### 新型コロナによる影響

- コロナ禍でのオンライン取引の増加に伴い、オンラインでの模倣品流通が増加。
- 新型コロナによる規制措置によるマーケットの閉鎖などの影響により、オフラインでの模倣品流通は減少。
- 模倣品の種類にも影響。マスクやアルコールなどのコロナ関連商品の増加。

⇒ 模倣品の流通は、オフライン市場からオンライン市場へ移行

年	知財権侵害に関連する 摘発事件件数(a)	オンライン・インターネット関連 の摘発事件件数(b)	知財侵害事件に対する オンラインの割合(b/a)
2021 (2020年10月 - 2021年8月)	1,222	193	0.16
2020 (2019年10月 - 2020年9月)	2,430	181	0.07
2019 (2018年10月 - 2019年9月)	3,977	131	0.03

## 2 (2) タイ 模倣品流通の実態 –地方税関の現状–

新型コロナの影響による現状を把握するためにタイ地方税関との意見交換を実施（2021年度調査）。



### ・対象税関

- ① メーサイ税関
- ② ムクダハン税関
- ③ アランヤプレテート税関
- ④ プーケット税関、プーケット空港税関

### ・結果概要

- コロナ前後で明らかに摘発件数及び物品数が減少
  - 要因 1 : **新型コロナの影響によりタイの国境を規制**
  - 要因 2 : 衣服、靴、アクセサリなどの生活必需品ではないものの需要が低下
  - 要因 3 : タイ経済が不安定であり、そもそもの需要が低下（国境付近やプーケットのマーケットは大部分が閉鎖）
- **マスクやアルコールなどのコロナ関連商品の知財侵害品が増加**
- 知財侵害品は**中国から密輸**
- コロナ禍により**オンライン取引が増え、密輸も小口化**

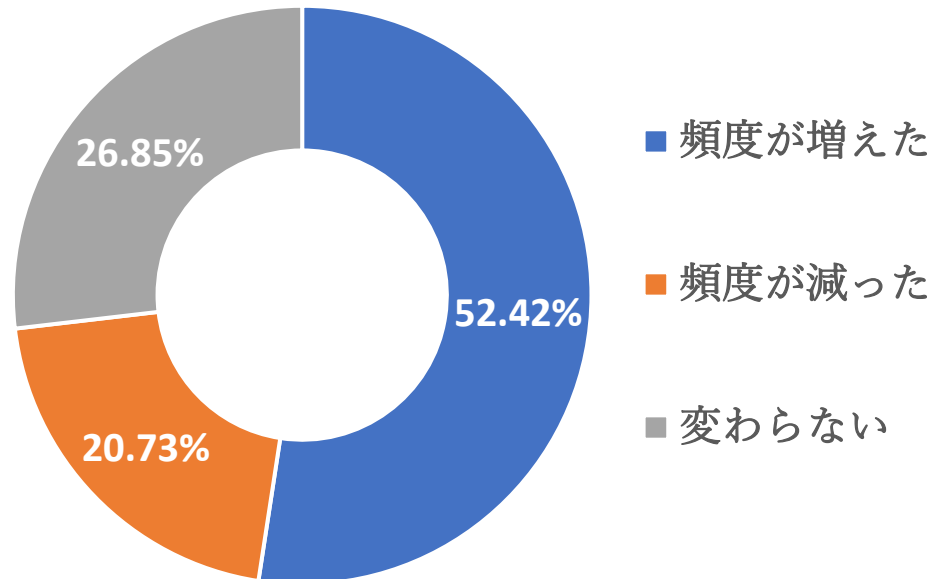


## 2 (2) タイ 模倣品流通の実態 –タイ人消費者動向–

### ○ 調査概要

**手法**：計15問のアンケート回答 **期間**：2021年9月1日～30日 **地域**：タイの6地域（北、中央、南、東、西、北東部）  
**サンプル数**：計1,800人（性別・年齢・居住県による人口構成比以上の極端な偏りがないよう配慮して配布）

新型コロナウイルスが流行し始めた前後（2020年3月前後）での、知的財産権侵害品を目にする頻度の変化



### 知的財産権侵害品の購入に関する回答者の経験（割合）

買ったかもしれないが、知財侵害品か否かを自分で判断できないので分からない

17.33

経験なし

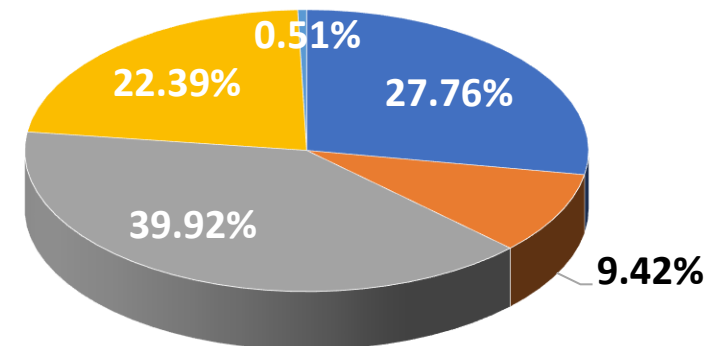
50.39

経験あり※

32.28

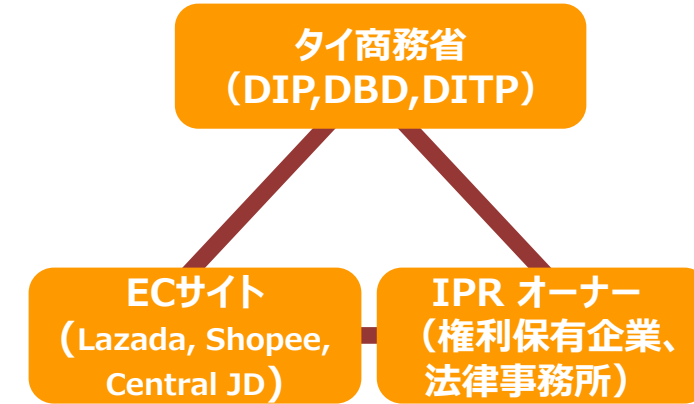
※大半がパンデミック（2020年3月）以降に購入

### 知的財産権侵害品の購入に関する回答者の経験（割合）



### <インターネットにおける知財権保護に関するMOU>

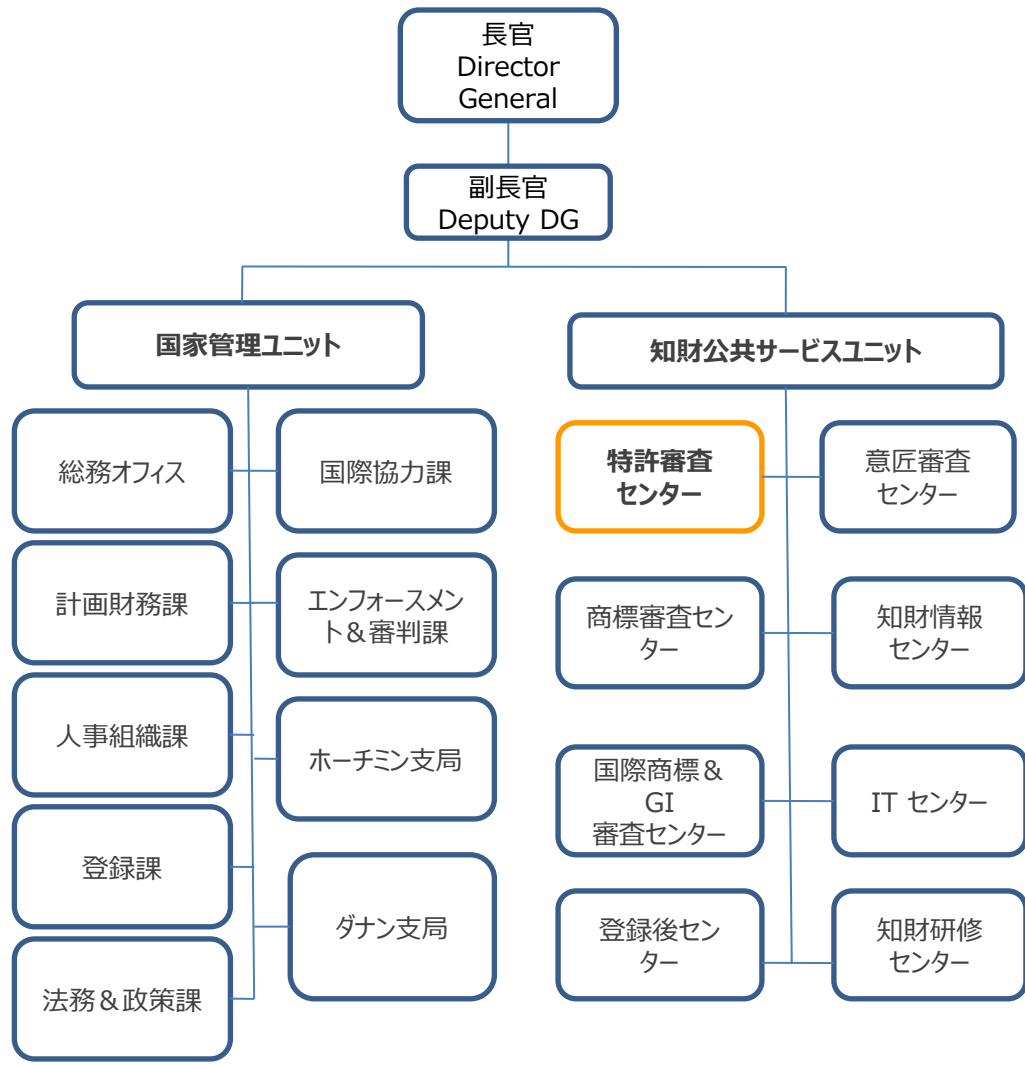
- 2021年1月11日、タイ商務省内の3部局（知的財産局、事業開発局、国際貿易振興局）とインターネットプラットフォームオペレータ（Lazada, Shopee, Central JD Commerce）、権利者、法律事務所（25 IPR Owner ※2022年9月現在）との間で、インターネット上での知的財産の保護に関するMOUを締結。
- DIPがインターネット上で侵害品を監視し、疑わしいものについては権利者に情報を共有し、権利者が確認を行うといったインターネット上のIP侵害品を排除する枠組みを構築する内容となっている。
- 2021年3月から2022年6月までの間に、知財権侵害があったとの権利者からの報告は**570件**。



### <オンライン広告と知財権保護に関するMOU>

- 2022年10月28日、20以上の知財権オーナーと3つの広告協会（タイ広告協会、デジタル広告協会、タイ・メディアエージェンシー協会）が署名。
- 知財権オーナーと広告主との協力体制を構築。
  - ①知財権を侵害するウェブサイトやアプリケーションに広告を掲載しないこと。
  - ②知財権を侵害する広告コンテンツを作成しないこと
  - ③知財権侵害品を宣伝しないこと。

## ▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam) 組織図



## ▶ベトナム科学技術省 フィー長官



1986年 ベトナム国家大学哲学部講師  
政府官房総務局、科学教育文化局等を経て  
2017年3月より  
ベトナム知財庁長官に就任

## ▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam)



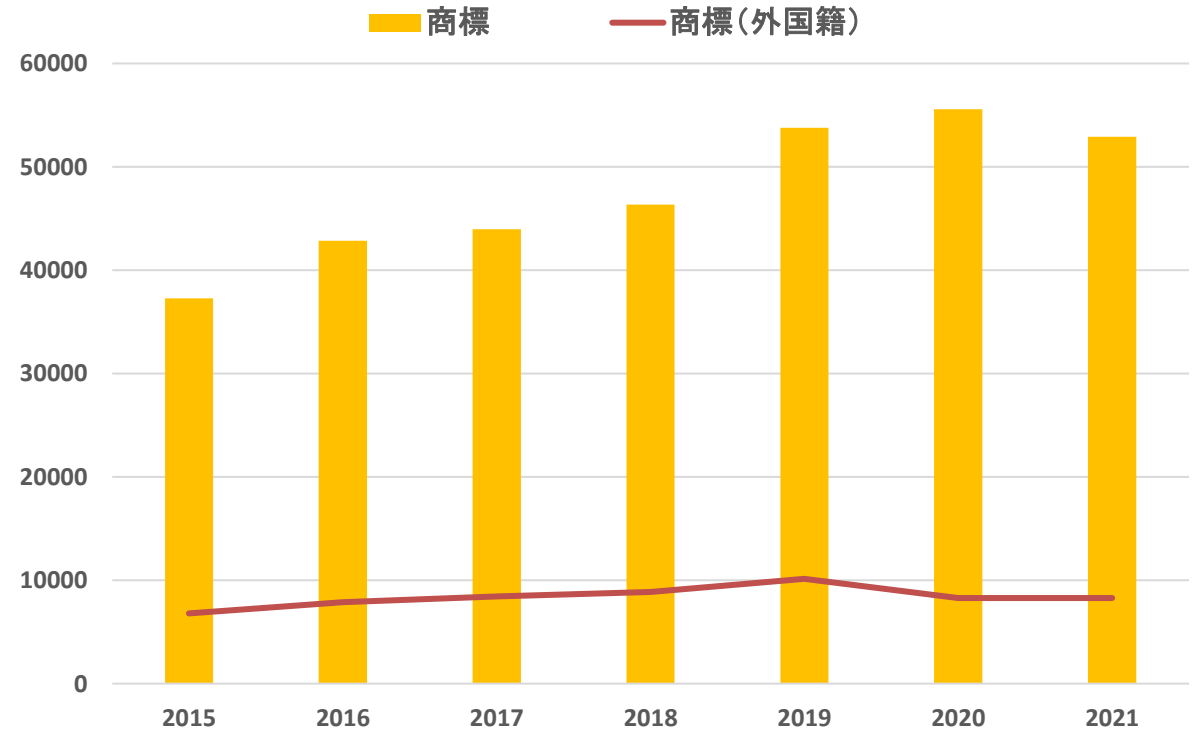
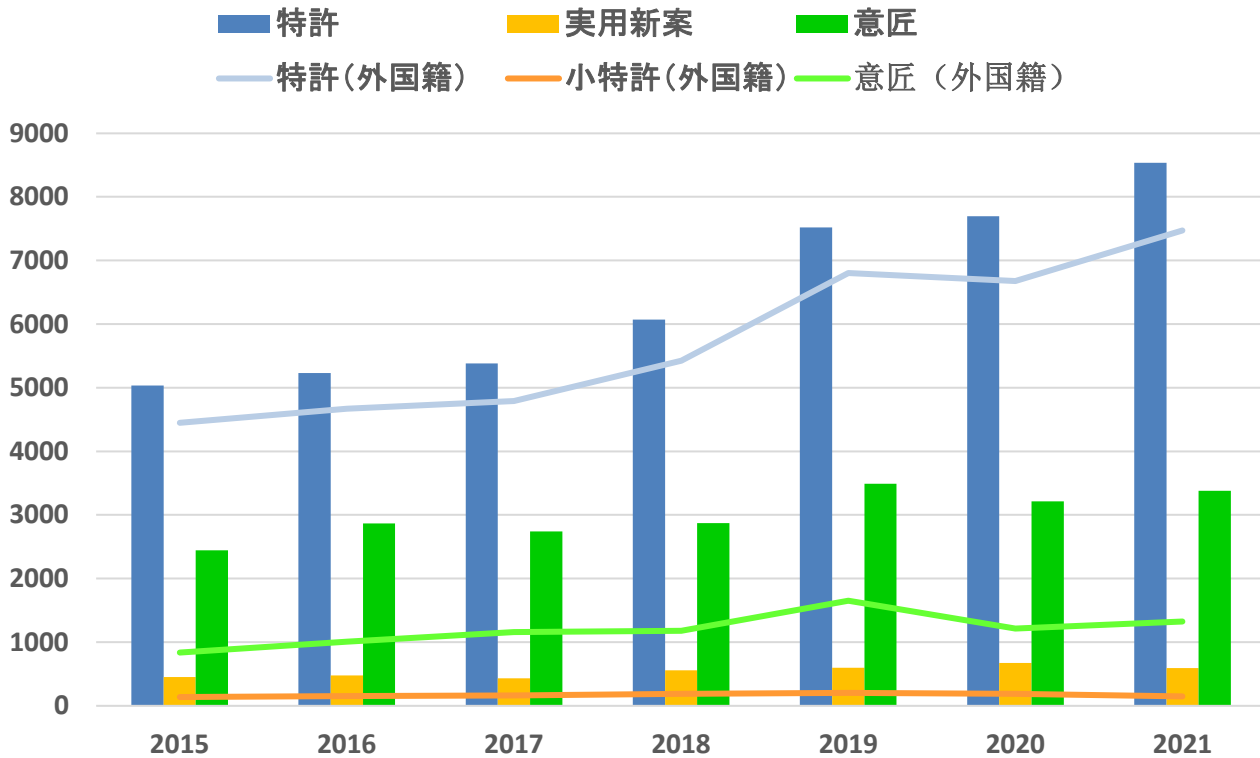
科学技術省に所属  
1982年に創設された、国家発明室を前身とし、現在は科学技術省の一組織  
職員数：約360名  
(うち、特許審査センター71名、意匠審査センター12名、商標審査センター61名)

2030年までの**国家レベルの知的財産戦略**を定めたDecision No.1068/QD-TTgがベトナム首相によって承認。(2019年8月22日)

- ✓ 2030年までにベトナムが知的財産権の創設、保護及び実施に関して**ASEANの筆頭国**となること
- ✓ 社会及び産業界の要望を受け、**迅速、透明かつ公正な知的財産権の保護システム**を作り上げる
- ✓ **知的財産権の執行**をより改善し、知的財産権侵害を減少させること
- ✓ 新たな**知的財産権の創出を促進**させ、Global Innovation Indexにおけるベトナムの地位を向上させること等

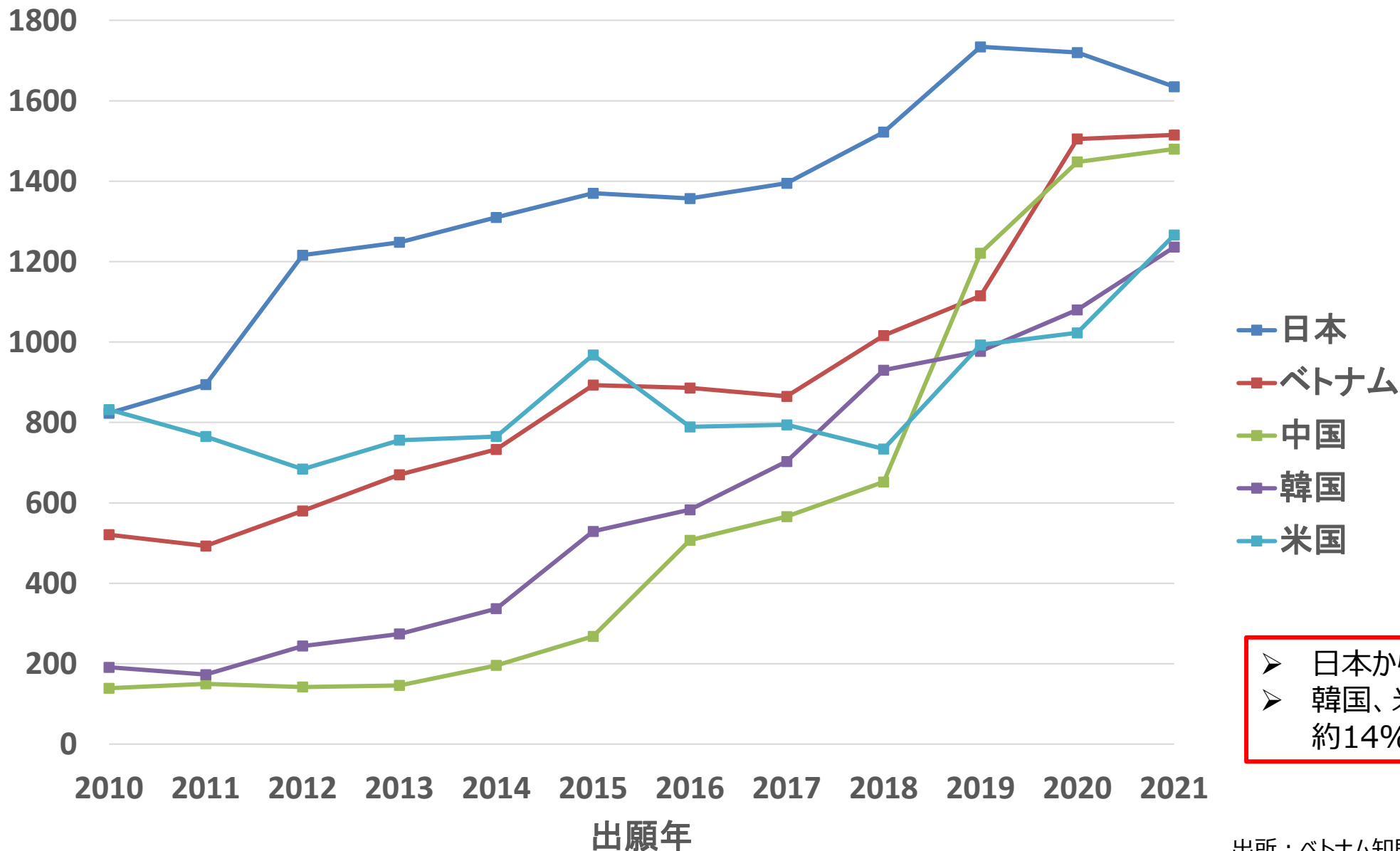
Global Innovation Index(2022)	順位
シンガポール	7
マレーシア	36
タイ	43
<b>ベトナム</b>	<b>48</b>
フィリピン	59
インドネシア	75
ブルネイ	92
カンボジア	97

## 2 (2) ベトナム 出願件数 (特許、実用新案、意匠、商標)



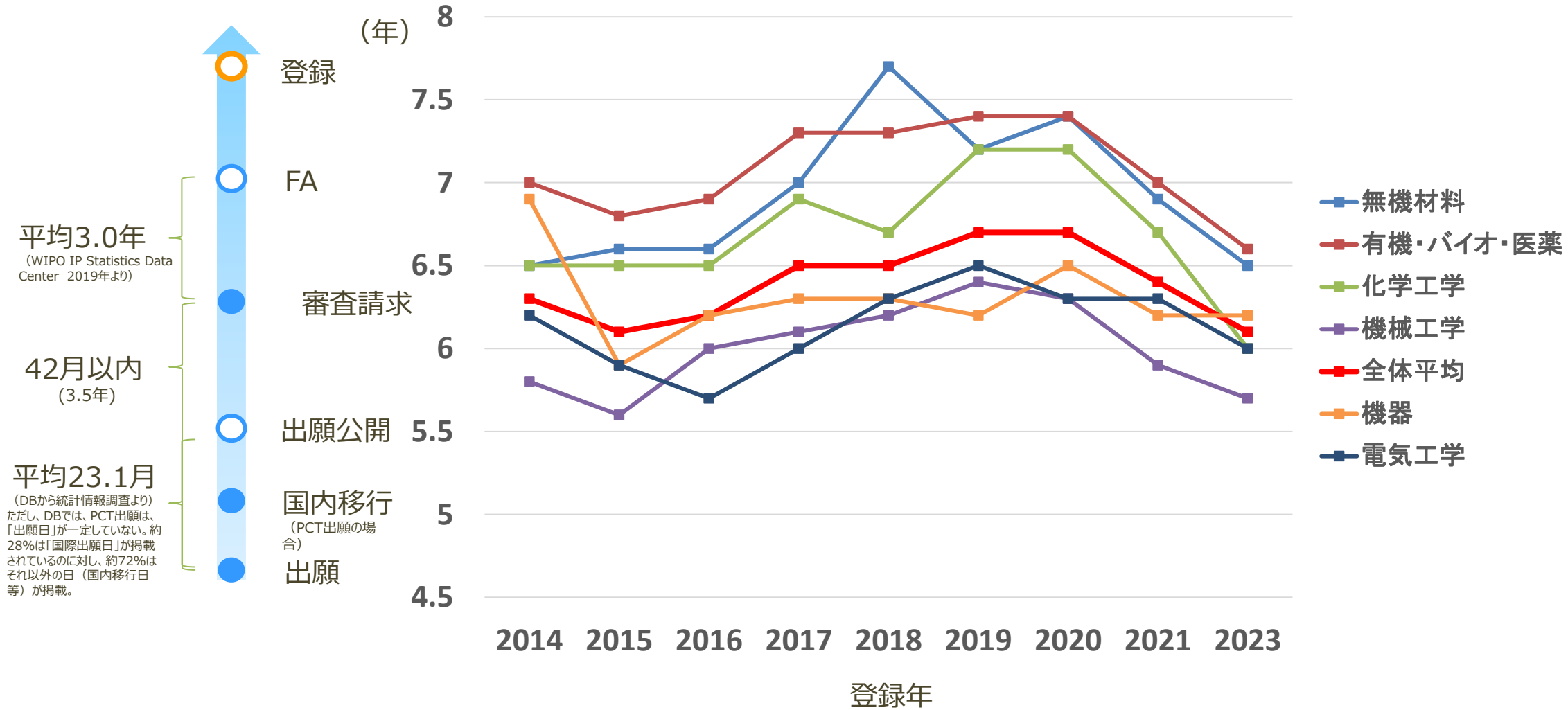
- 特許出願は、約11%の増加。要因：外国籍出願人の出願増
- 実用新案出願は、約12%の減少。要因：国内・国外共に出願減
- 意匠出願は、約5%の増加。要因：国内・国外共に出願増
- 商標出願は、約5%の減少。要因：国内出願人の出願減

## 2 (2) ベトナム 国籍別の特許、実用新案出願合計件数



➤ 日本からの出願は、約5%の減少。  
 ➤ 韓国、米国からの出願が、それぞれ、約14%、約24%増加

## 2 (2) ベトナム 特許権利化期間 (出願から登録まで)



➤ 日本国籍出願人案件は、全特許を母集団とした登録率より10~20%程度高め

## 2 (2) ベトナム 特許権利化期間の短縮 - PPHの実績

### 日ベトナム特許審査ハイウェイ (PPH) の実施

- 2016年4月より試行開始 (受付上限100件/年)
  - 2016年: 4月1日～8月24日受付終了
  - 2017年: 4月1日～5月30日受付終了
  - 2018年: 4月1日～4月3日受付終了
  - 2019年: 4月1日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
  - 2020年: 5月4日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
  - 2021年: 4月1日～7月15日受付終了、10月1日～2022年1月26日受付終了
- **2022年4月 PPHプログラムの実施を2025年まで延長決定** (受付上限200件/年)
  - 2022年: 4月1日 66件受付、10月1日～ 66件受付 (合計 132件)
  - 2023年: 4月1日 受付開始

2019年度より、  
受入**上限200件/年**  
に拡大

### 2020年実績

#### ➤ 審査期間

FA: 平均約**8.7**月※  
最終: 平均約**9.5**月※

#### ➤ 審査結果

特許率: **94%**  
(拒絶となった案件は全て応答無し)  
FA特許率: **70.9%**

#### ➤ これまでに分かっている課題

- 出願公開前にPPH申請がされた場合はすぐに審査ができない  
(出願公開を待たなければならない)
- **ベトナム語への誤訳が多い**

※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント



## 2 (2) ベトナム 知財法改正状況

- ✓ 今回の改正は、(1)国際的な合意（CPTPP、EVFTA（EU越間の自由貿易協定））との整合、(2) 知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的としている。
- ✓ **2022年6月16日**、ベトナム国会において、知的財産法の改正法案が成立。

### ○施行日について

1. **2023年1月1日**から施行
2. 音の標章の保護に関する規定は、**2022年1月14日**から施行。
3. 農業用化学製品の実験データの保護に関する規定は、**2014年1月14日**から施行。

改正知財法（日本語訳）：[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/intellectual\\_property\\_law\\_2022.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/intellectual_property_law_2022.pdf)

KẾT QUẢ BIỂU QUYẾT		
THỜI GIAN	0:00	
THAM GIA	477	95.78%
TÁN THÀNH	476	95.58%
KHÔNG TÁN THÀNH	0	0.00%
KHÔNG BIỂU QUYẾT	1	0.20%

### 特許

- ① 拡大先願規定の追加
- ② 秘密特許、安全保障管理規定（第一国出願義務）の追加
- ③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加
- ④ 付与前の異議申立て規定の追加

### 知財権保護

- ① デジタル環境での権利行使確保のため、インターネット上の侵害行為も保護対象と明記
- ② 税関での職権による手続停止（税関法の関連条項も改正）

### 意匠

- ① 意匠の定義変更※
- ② 公開遅延制度（7か月）の導入

### 商標

- ① 音の商標の追加（オーディオファイル形式可）
- ② 無効理由追加（悪意の商標）

※「意匠とは、完成品または完成品の組み立てに関わる部分の外形である。外形は形状・模様・色彩またはそれらの結合によって現出され、完成品の使用時に見られるものである。」と定義（第4条13項）

### IPベトナムとJICAの技術協力プロジェクト「IP ベトナムにおける工業所有権出願の処理能力向上」の閉会式が2023年3月23日に開催

当該プロジェクトは、2000年以降JICAがベトナムに対して行ってきた知的財産分野での4件目の政府開発援助プロジェクト。同プロジェクトは、2021年から2023年までの2年間、特許を中心に当事者が共同で実施するもので、具体的には、特許出願を審査するための品質管理資料を作成すること、既存の特許審査規定を完成させること、人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)、コンピュータソフトウェアの分野における特許出願審査に関するガイドランスを補足する点などについて支援を実施。

#### <プロジェクト成果>

- ▶ ベトナム特許審査ガイドライン（附属書1）の公表  
コンピュータプログラムに関連する特許としてクレームされた主題を認定するためのガイドライン

#### <JICA HPにて日本語訳公表>

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/index.html>



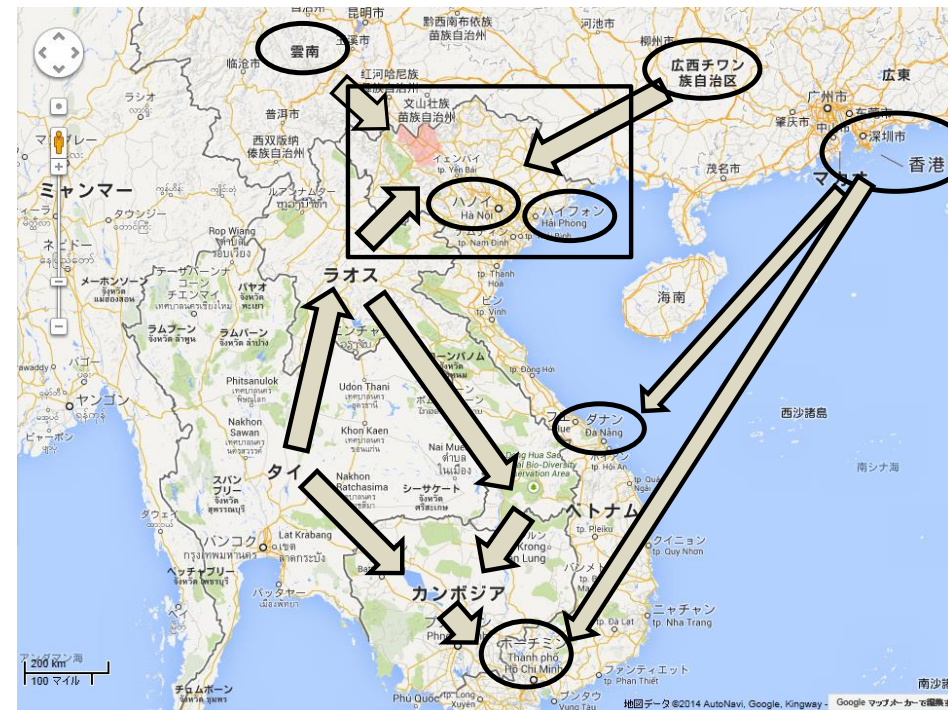
出所:

[https://most.gov.vn/vn/tin-tuc/22915/jica-ho-tro-hoat-dong-tham-dinh-sang-che-tai-vietnam.aspx?zarsrc=30&utm\\_source=zalo&utm\\_medium=zalo&utm\\_campaign=zalo](https://most.gov.vn/vn/tin-tuc/22915/jica-ho-tro-hoat-dong-tham-dinh-sang-che-tai-vietnam.aspx?zarsrc=30&utm_source=zalo&utm_medium=zalo&utm_campaign=zalo)  
<https://dangcongsan.vn/khoa-hoc/hop-tac-quoc-te-ve-cai-thien-quy-trinh-tham-dinh-sang-che-tai-vietnam-634200.html>



## 2 (2) ベトナム 模倣品の流入実態

- ハノイ、ホーチミンを中心としてベトナム全土にわたり模倣品が氾濫しており、中でも、消耗品や衣類、時計、カバン等の模倣品が多い。
- 模倣品の多くはベトナム国内で生産されるものではなく、国外から、主に中国から流入しているといわれている。
- 一部衣料品等に関しては、ベトナム国内でも模倣品が生産されている。
- 模倣品流入ルートは、①陸路、②海路、③他国経由と、様々である。



<中越国境（ラオカイ）の風景>



## 2 (2) ベトナム エンフォースメントの種類と特徴

	行政措置	刑事措置	民事措置（訴訟）	水際措置
対象	特、意、商、著	商、著	特、意、商、著	特、意、商、著
期間	1～2か月	捜査は60日程度 刑事訴訟（1審） 半年～1年程度	1～2年程度 （1審）	
費用	数十万円	刑事訴訟までいくと 数百万円	数百万円	
件数	市場管理局(MSA): 年12,000-15,000件 科学技術省(MOST): 年100件	・警察：250-400件 ・刑事訴訟：年数件程度 （特許は過去5年間0）	年30-40件程度	年100件程度
その他	特許はMOST、意匠・商標はMSAに相談が多い	・特実意は刑法の対象から削除(2009～)	・知財裁判所はなし ・損害に係る証拠収集、事実証明が困難 ・経験不足により妥当でない判決	

- ・市場管理局（MSA）を利用した行政摘発が手続・コスト・期間の観点から有効
- ・権利侵害においてベトナム知財研究所（VIPRI）の鑑定が重要  
⇒VIPRIの類否・侵害判断は、法的拘束力はないものの、各執行機関の判断において最重要の証拠となりうる。



## ▶ 国家知的財産委員会 (NCIPR)



- ・国家知財戦略の策定
- ・省庁間連携の円滑化
- ・知財の普及、エンフォースメント

## ▶ 商務省 (MOC) 知的財産権部組織図

### Department of Intellectual Property Rights (D/IPR)

- ・商標、商号、不正競争に関する法律
- ・地理的表示 (GI)
- ・営業秘密



職員数  
78名



## ▶ 工業・科学・技術・イノベーション省 (MISTI) 産業財産権部組織図

※工業手工芸省 (MIH)から  
2020年名称変更。  
同時に科学技術革新総局と科学  
技術革新研究所を省内に新設。

- ・特許、実用新案、意匠に関する法律
- ・回路配置
- ・種苗法



職員数21名



## 2 (2) カンボジア 最近の動き

### <法改正の状況>

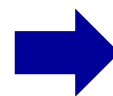
- ・審判制度の創設、税関登録制度の創設に関心。
- ・**2021年3月、知財権侵害輸出入品の通関手続差止に関する省令発行**
- ・**2021年12月、ベルヌ条約加盟**

### <知財の権利化・エンフォースメント>

- ・特許： ほぼ100%の出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われてない。  
他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。  
2018年3月1日より**EPO**バリデーション開始（医薬品は不可）、**SG・CN**とは再登録制度あり  
2019年11月から**韓国**と再登録制度開始、2020年10月に**米国**と審査協力に関する協定締結
- ・商標・意匠： 実体審査あり。商標権侵害には**C&Dレター送付、DIPRによる調停が効果的**。  
それでも解決しない場合は**カンボジア模倣品対策委員会（CCCC）への申立て**が有効。  
民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

### <CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- ・2016年7月より開始。  
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの



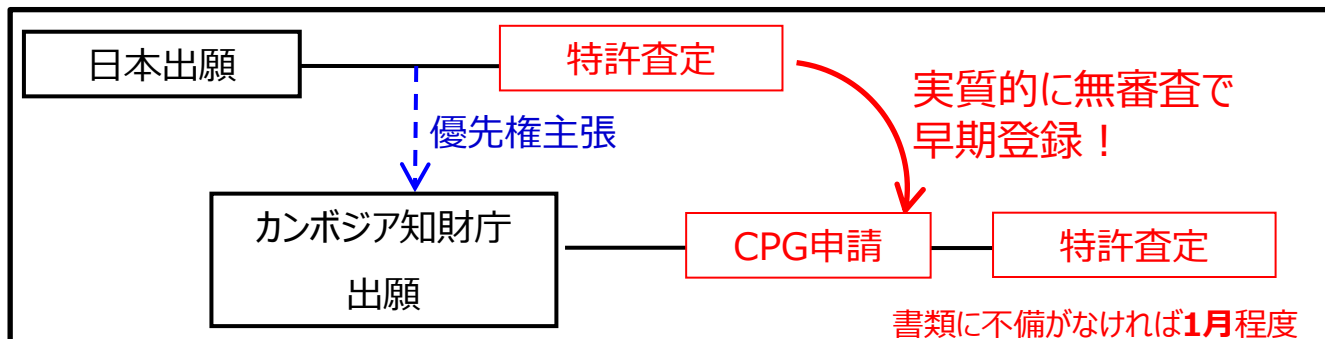
### <出願件数（2020）>

(WIPO統計)

- 特許 248件
- 意匠 176件
- 商標 8,692件



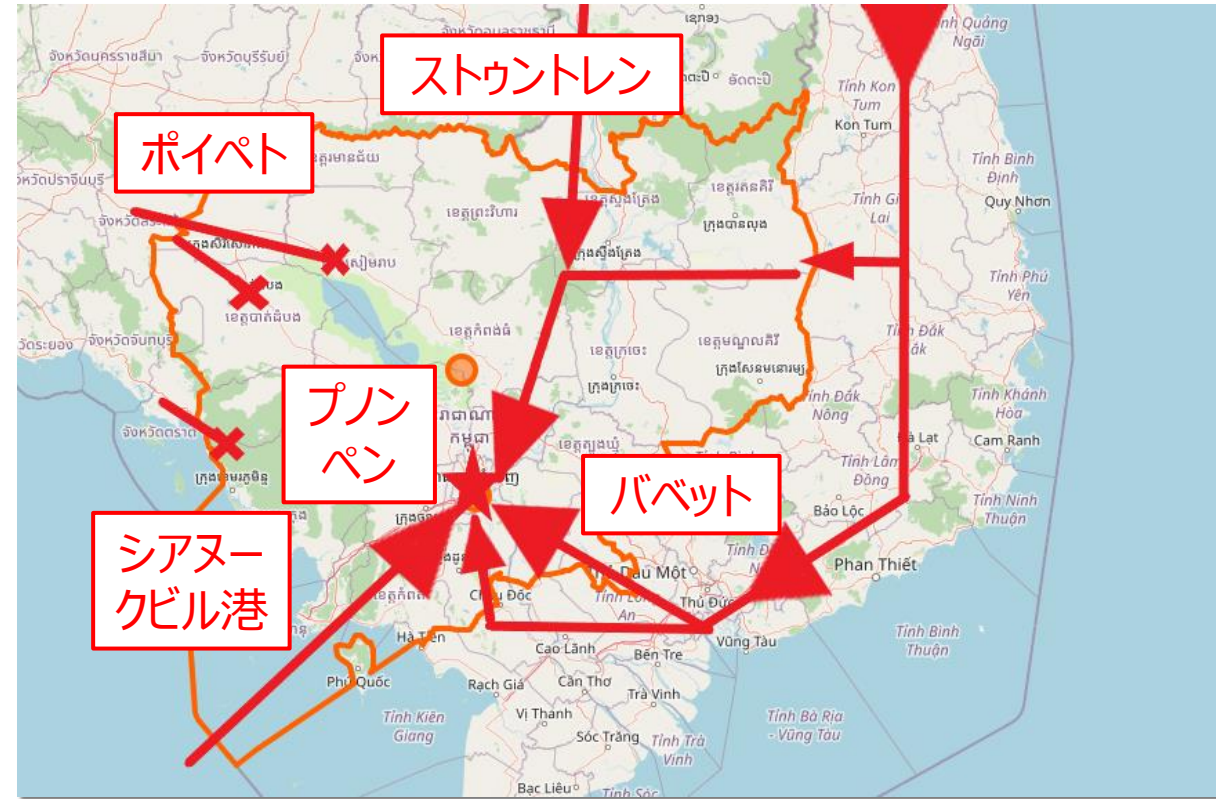
カンボジア特許出願は早期権利化のため  
CPG申請を！



CPG（2023年5月時点）	
申請件数	特許査定
48	35

## 2 (2) カンボジア 模倣品流通実態

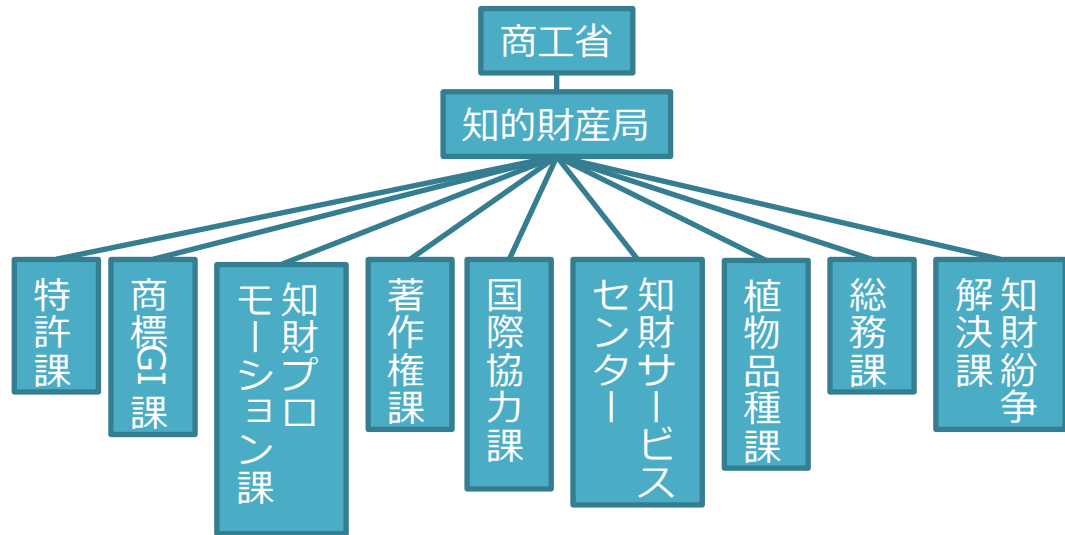
- 模倣品の流入は主に中国から。警察による摘発の80%以上で、侵害者は製品や部品の製造地が中国であると述べている状況。その他、ベトナム、タイも製造地である場合あり。カンボジア国内で製造・組立を行うケースもある。
- 模倣品流入ルートは①バベット（ベトナム国境）、②シアヌークビル（海港）経由が多く、プノンペンへの流入が多い。最近では、ストウンレン（ラオス国境）経由の報告が増加。タイからカンボジアに流入する模倣品はプノンペンに到達する割合は少ない。
- 電子商取引のプラットフォームはFacebook や Instagramが人気。ファッションアイテム（衣料品、履物、ハンドバッグ、アクセサリ）や化粧品、電子機器の模倣品あり。電子商取引の取引量増加により、オンラインでの模倣品流通増加の懸念あり。



カンボジアへ流入する模倣品の流通経路



### ▶ ラオス知的財産局組織図



### ▶ ラオス知財局

2022年1月7日より、  
**Santisouk PHOUNESAVATH** 知財局長、就任

### ▶ ラオス商工省 知的財産局



設立  
2011年

職員数  
63名

特許：9名  
商標GI：13名

※2021年2月25日、科学技術省が解体され、知的財産局は商工省へ移管されることが決定し、2021年4月に移管。



## 2 (2) ラオス 最近の動き

### <法改正等の状況>

- ・2018年6月に改正知財法が施行。主な改正内容は以下のとおり。
  - 出願公開制度、出願公開後の異議申立を新設。
  - 税関職員による職権での税関差止め可（商標、著作）。
- ・2020年12月「特許及び小特許に関する決定」、2021年1月「意匠に関する決定」
- ・**2022年1月「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」公表、施行**

### <出願件数（2018）>

- 特許 59件  
(小特許含む件数)
- 意匠 67件
- 商標 3,475件



### <知財の権利化・エンフォースメント>

- ・特許：100%に近い出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われていない。  
他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。2018年より**中国**と再登録制度開始。  
**韓国**、**星**とも再登録制度開始（韓国：2019年6月MOU合意、星：2019年11月MOU合意）、**米国**とも審査協力にむけて議論。
- ・商標・意匠：実体審査あり。警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。  
真贋判定が困難な場合には、知財局へ真贋判定の依頼可能。

### <CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

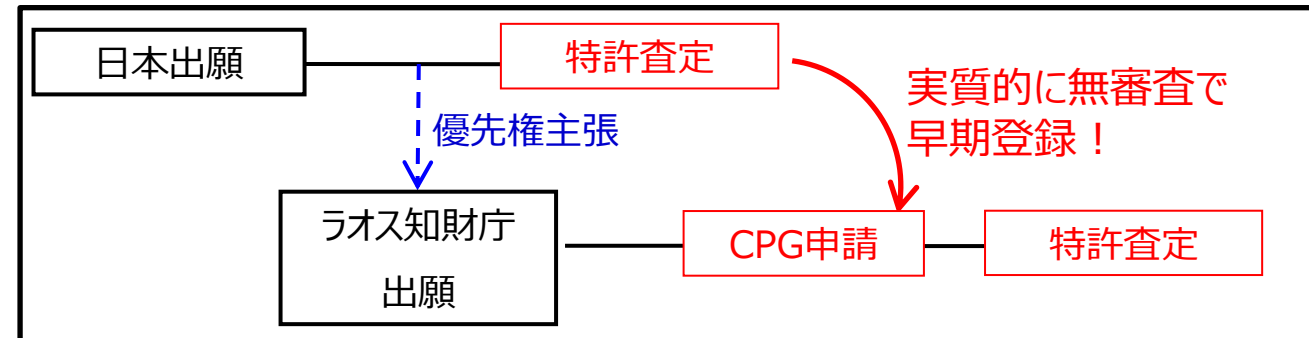
- ・2016年11月より開始。  
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの

### CPG（2022年6月時点）

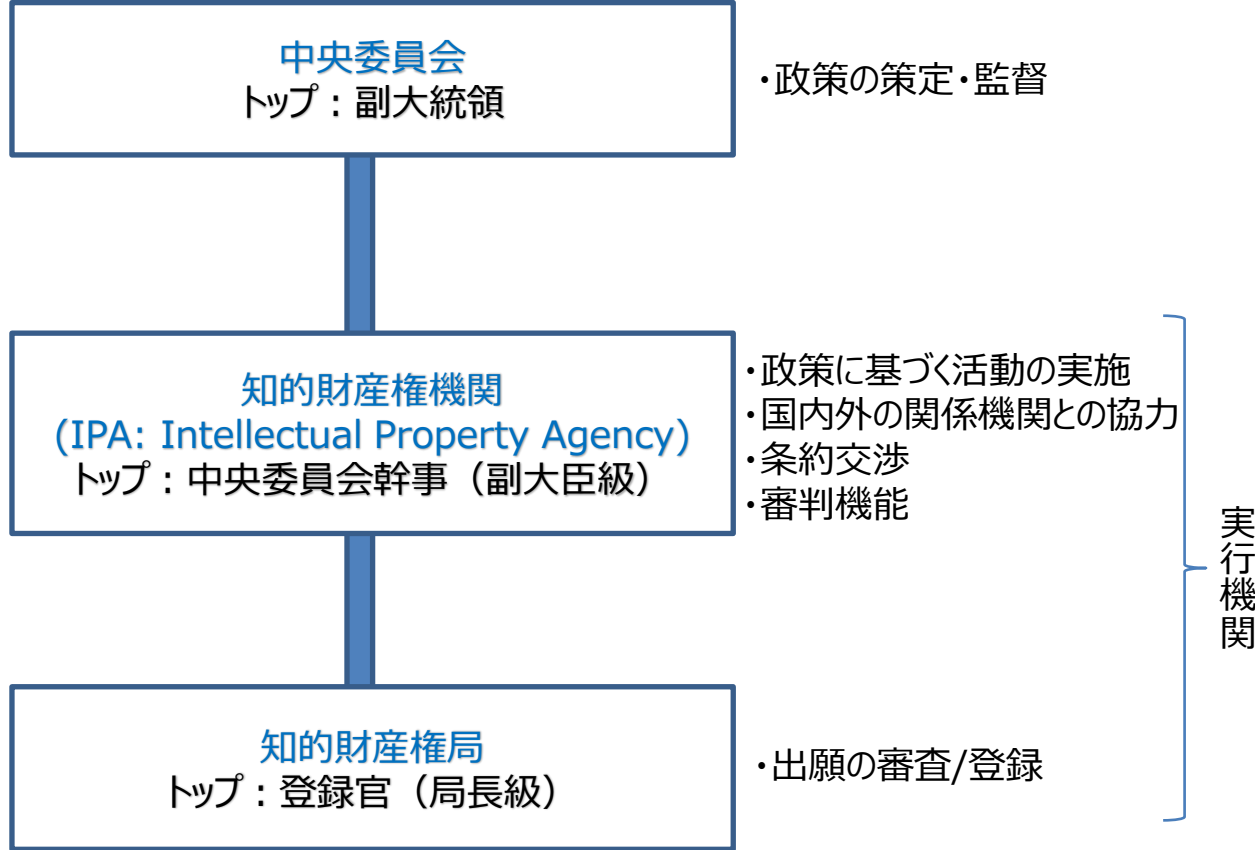
申請件数	特許査定
22	6



ラオス特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



## ▶ミャンマー 知財行政の組織構造



## ▶ミャンマー知的財産局 モー・モー・トゥエ局長



知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事

ミャンマー商業省知的財産局副局長を経て

2021年4月 ミャンマー商業省知的財産局局長就任

## ▶ミャンマー商業省知的財産局

設立 2020年12月

※2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。その後、2020年12月に教育省から商業省へ移管。

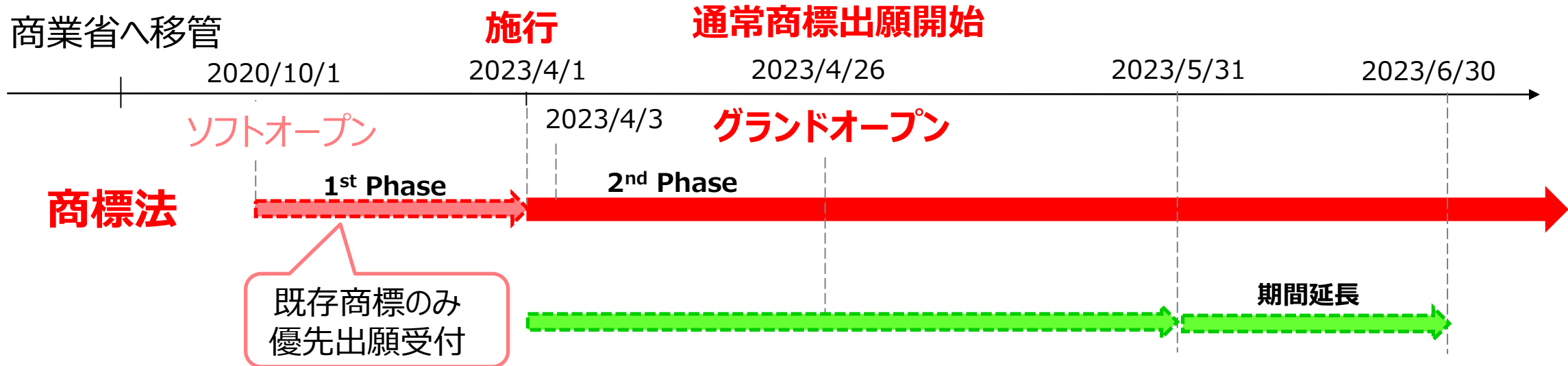
## 2 (2) ミャンマーでの知的財産についての動き

年代	ミャンマーでの知的財産についての動き	国内状況
1914	著作権法施行	イギリス統治下
1946	特許意匠法（施行されず）	戦後混乱期から独立へ アウンサン将軍暗殺（1947）
1995	世界貿易機関（WTO）加盟 →加盟によりTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務発生 →後発開発途上国(LDC)に対しては国内法整備等のため猶予として協定履行の経過措置期間が設けられた	軍事政権時代 民主化デモ封じ込め（1988） 欧米による経済制裁 ASEAN加盟（1997）
2001	世界知的所有権機関（WIPO）加盟	
2013	LDCのTRIPS協定履行の経過措置期間が2021年まで延長	軍政から民主化へ
2015	知財関連四法案を議会上程するも審議未了（政権交代等）	民主化政権発足（2016）
2017	知財関連四法案を議会上程	投資環境整備が進む
2019	商標法・意匠法成立（1月30日）、特許法成立（3月11日） 著作権法成立（5月24日）	新投資法施行（2016） 新会社法施行（2018）
2020	登記済・使用中の商標の申請受付開始（ソフトオープン）（10月1日）	国軍：非常事態宣言（2021.2.1）
2023	商標規則告示（3月31日）、 <b>商標法施行（4月1日）</b> 、 <b>グランドオープン（4月26日）</b>	

## 2 (2) 商標法施行・知財庁グランドオープンの流れ

### <商標法施行・知財庁グランドオープン>

- 4月1日 商標法施行「first-to-use」から「first-to-file」へ。
- 4月3日 オンライン(WIPO File)に加え、ネピドー・ヤンゴンの知財局カウンターで優先出願受付開始 (2<sup>nd</sup> Phase)
- 4月26日 知財庁グランドオープン。通常商標出願の受付開始。



### <1<sup>st</sup> Phase 提出済み優先出願の提出猶予期間>

- 2023/5/31 (**2023/6/30※に延長**) までに
  - ①所定の手数料の支払い、②代理人選任届 (TM2) を提出する。
- 出願日は、2023年4月26日
- 出願料 (1区分) 150,000 MMK、登録料 (1区分) 150,000 MMK

# ASEANの知財概況

## 1. ASEANへ進出する各国

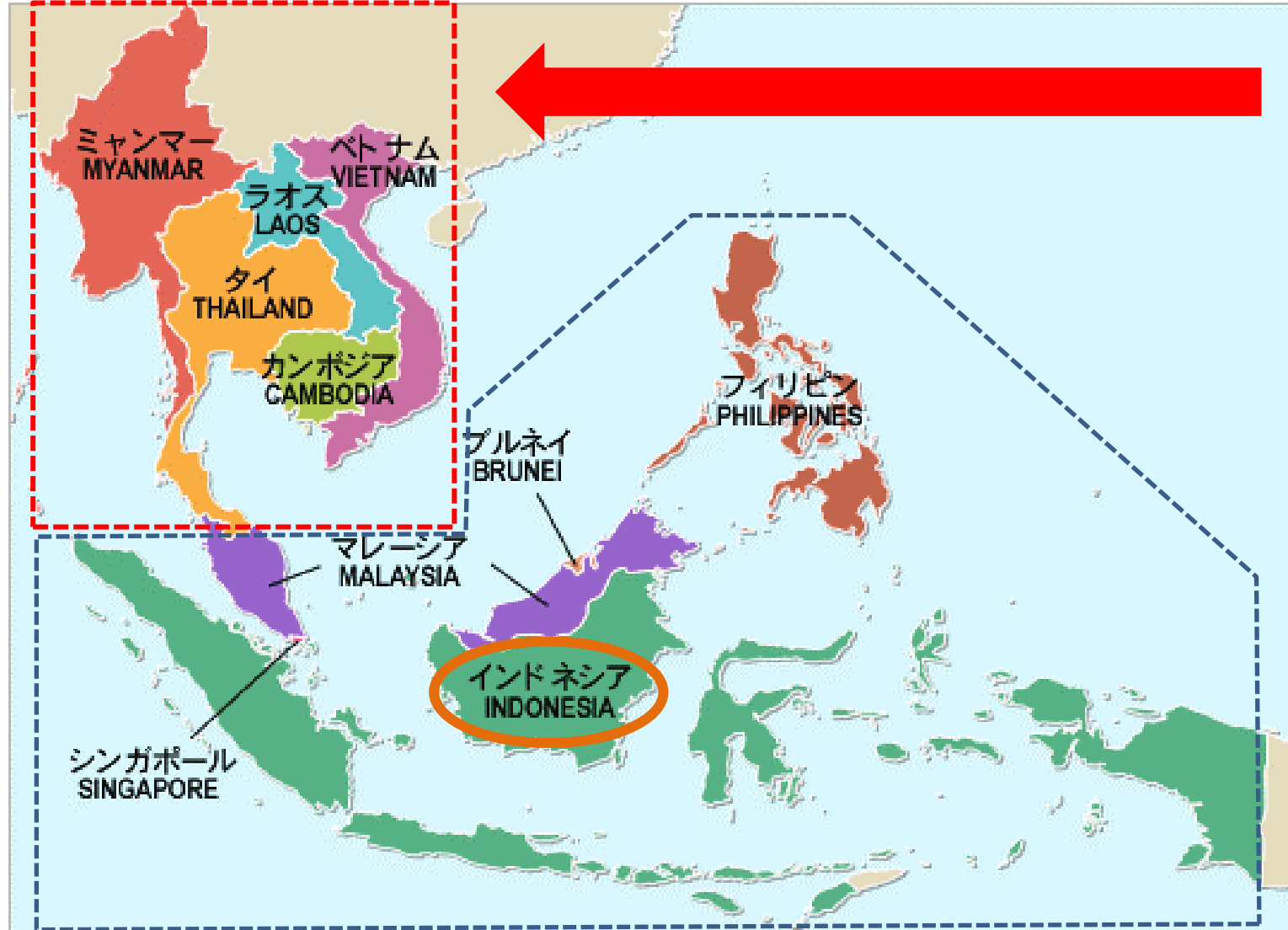
## 2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

## 3. ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

### 3. JETROシンガポール・バンコク知財部の活動



**バンコク事務所**  
(日本人 2 名、現地スタッフ 2 名)



**JICA 専門家**  
・インドネシア 1 名

**シンガポール事務所**  
(日本人 1 名、スタッフ 1 名)



#### 対象国：

ASEAN10カ国

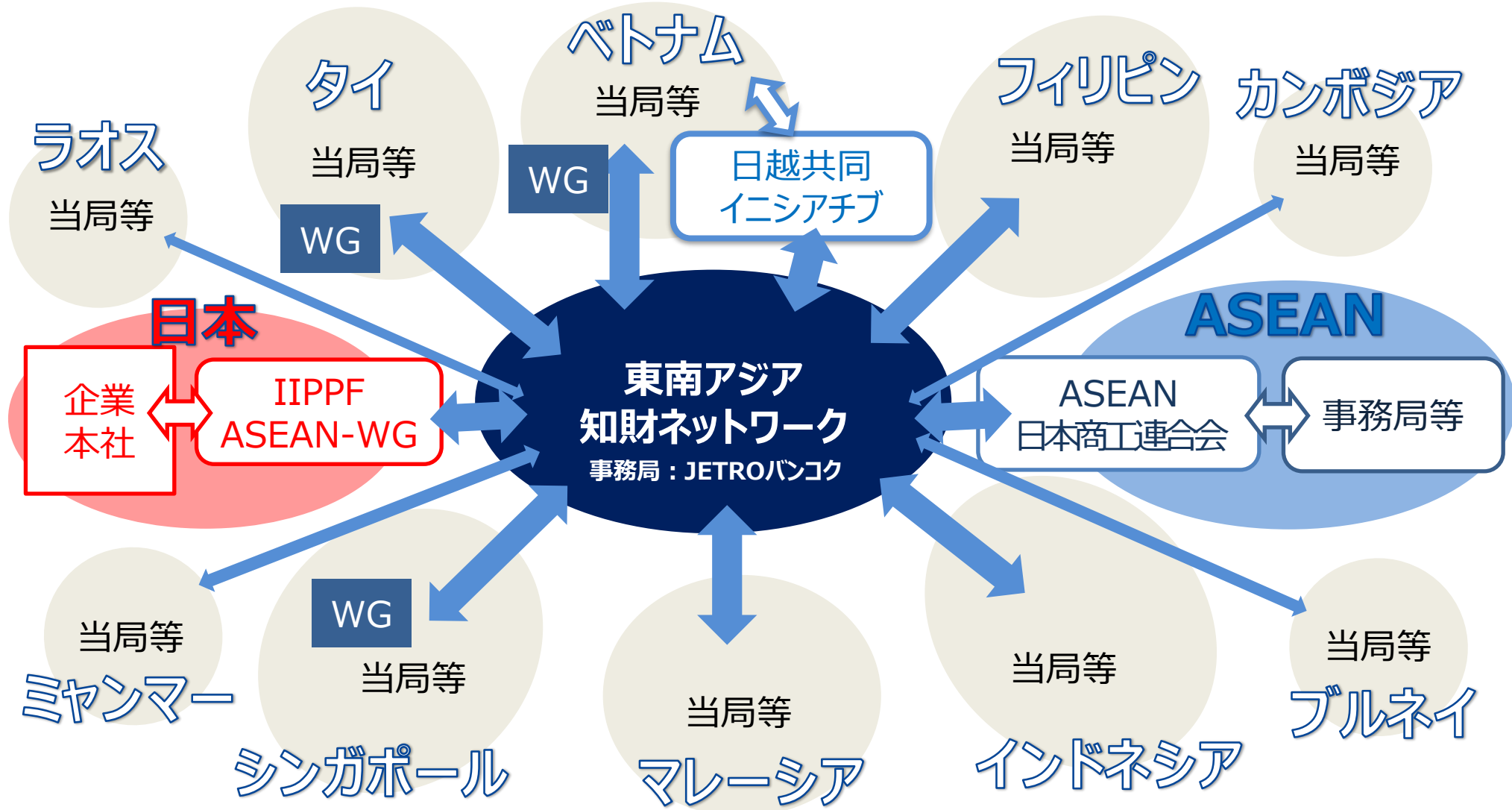
#### 主な業務：

- ①知的財産制度に関する情報の調査およびその広報
- ②日系企業等への知財に関する法律的な助言  
(ブリーフィング対応)
- ③知財に関するセミナー開催  
(日系企業向け、政府機関向け、現地人向け)
- ④東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) の事務局  
(会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート)
- ⑤現地政府当局へのロビーイング活動  
(知的財産庁、警察、税関、裁判所、検察等)

### 3. ASEANにおける日系企業の活動 SEAIPJ

#### 東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ)

ASEAN地域における横断的な日系企業の知財活動支援の場として2012年に発足





### 3. 現地日系企業の活動 SEAIPJ・タイWG

#### ◆タイDIP特許審査官との意見交換（2020年9月）

- タイDIP特許審査官と審査手法や審査の進め方などについて意見交換を実施。

#### ◆タイDIP商標審査官との意見交換（2020年10月）

- タイDIP商標審査官と商品・役務表示の審査、商標の識別性に関する審査などについて意見交換を実施。

#### ◆タイDIP意匠審査官との意見交換（2021年3月）

- タイDIP意匠審査官と審査手法（要部の認定手法、新規事項の判断）などについて意見交換を実施。  
→ 意匠審査マニュアル改正予定

#### ◆タイDIP-JPO実務者対話（2022年1月）

- 改訂されたタイ商標審査ガイドラインについて意見交換を実施。



#### ◆知財官民対話（2021年9月（中止）、2022年3月（OL実施）、**2022年9月（OL実施）、2023年3月（OL実施）**）

タイ側：知的財産局、検察庁、特別捜査局、経済警察、税関、法制局、裁判所等  
**審査促進やエンフォース、法制度整備などを幅広く議論、改善を要請**



#### ◆ IPベトナム-JPO実務者対話 (2022年3月)

- ▶ ベトナム知的財産法の改正内容についてオンライン形式で、IPベトナムの実務レベルの担当者と意見交換を実施。



#### ◆ ベトナム知的財産研究所 (VIPRI) / IPベトナムによるベトナム改正知的財産法セミナー開催 (2022年9月)

- ▶ VIPRI、IPベトナム、JICA、SEAIPJ・ベトナムWGが共同して、ベトナムのハノイにあるVIPRI本部内の会議室においてハイブリッド形式でセミナーを開催



# ご清聴ありがとうございました

ジェトロ・シンガポール事務所  
知的財産部

TEL : +65-6429-9553

Email : [spr\\_ip@jetro.go.jp](mailto:spr_ip@jetro.go.jp)

ジェトロ・バンコク事務所  
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 190

Email : [bgk\\_ip@jetro.go.jp](mailto:bgk_ip@jetro.go.jp)

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」  
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。  
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が  
不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。